

X 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- （１）社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- （２）社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び女性自立支援施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- （３）認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- （４）介護保険施設等の運営指導及び、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 監査指導課の所管区域

- （１）安房健康福祉センター管内
館山市，鴨川市，南房総市，安房郡鋸南町
- （２）市原健康福祉センター管内
市原市
- （３）君津健康福祉センター管内
木更津市，君津市，富津市，袖ケ浦市

3 指導監査等の実施状況等

（１）指導監査等の実施状況

社会福祉法人等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和 6 年度の監査等の実施数は 702、前年度比 11.8%の減であり、主に監査対象事業所において感染症が発生したため監査を中止したことによるものである。

（２）主な指摘事項

令和 6 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・業務継続計画について、理解不足より作成内容が不十分である。
- ・個別支援計画の作成について、手続きや記載内容が不十分である。
- ・各種委員会、研修、訓練について、実施回数等、取組みが不十分である。
- ・保育所等において、安全計画に係る取組みが不十分である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種 別			区 分	令和 6 年度					
				法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B／A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D／B
社会福祉法人等	社会福祉法人（１＋２＋３）			27	13	48.1	13	13	100.0
	１ 社会福祉協議会			1	1	100.0	1	1	100.0
	２ 施設を経営するもの			26	12	46.2	12	12	100.0
		内 訳	第一種経営	18	10	55.6	10	8	100.0
			第二種経営	8	2	25.0	2	2	100.0
	３ 施設を経営しないもの			0	0	-	0	0	100.0
	市町村児童福祉行政（保育関係）			9	9	100.0	9	4	100.0
	計			36	22	61.1	22	17	100.0
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）	内 訳	１ 救護施設	0	0	-	0	0	-
			２ 老人福祉施設	113	72	63.7	71	71	98.6
			３ 児童福祉施設	15	15	100.0	15	15	100.0
			障害児入所施設	4	4	100.0	4	4	-
			児童自立支援施設	0	0	-	0	0	100.0
			乳児院	2	2	100.0	2	2	100.0
			児童養護施設	7	7	100.0	7	7	100.0
			母子生活支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
			児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	1	1	100.0	1	1	100.0
			４ 女性自立支援施設	2	2	100.0	2	2	100.0
	５ 障害者支援施設	24	17	70.8	17	17	100.0		
	６ 保育所			91	91	100.0	91	55	100.0
	７ 幼保連携型認定こども園			27	27	100.0	27	12	100.0
	８ 認可外保育施設			71	71	100.0	67	47	94.4
	９ 有料老人ホーム			105	28	26.7	11	10	39.3
		うちサービス付高齢者向け住宅	54	4	7.4	9	9	100.0	
	10 介護保険施設等			1,263	220	17.4	201	201	91.4
	11 指定障害福祉サービス事業所			742	160	21.6	134	134	83.1
	12 指定障害児通所支援事業所			183	37	20.2	35	35	94.6
	13 指定児童発達支援センター			5	5	100.0	5	5	100.0
	14 指定一般相談支援事業所			31	10	32.3	4	4	40.0
	計			2,670	755	28.3	680	608	89.9
合 計				2,706	776	28.7	702	625	90.3

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。